



特集「地域型環境税」の編集にあたって

環境問題が多様化し、対応策のメニューが拡大するなかで、環境税は着実にその重みを増しているといつてよい。行政側からすれば、費用が発生するほかの手段よりも税収をもたらす環境税は好ましいし、環境税導入に対する抵抗は、少なくとも消費者のあいだでは、ほかの新税ほど大きなものではない。むしろ歓迎するむきさえみられる。その点で、今後も導入の動きは強まっていくであろう。しかし、その範囲や種類、また税制面での特質については、明確にとらえられているとはいえない。そこで、本特集では、この環境諸税のなかから「地域型環境税（地域環境税）」という範疇に含まれるものに着目してまとめることで、環境税の可能性を探ってみたい。

環境税は、環境政策の大きな柱である。環境税は、どんな環境経済学の教科書にも、ピグー税を中心に扱われている。ピグー税は、外部不経済の内部化を適切に図り環境被害を抑制する手段である、と説明されているように、環境に負荷を与える経済行為にお金を払ってもらって、その行為を差し控えるように誘導する。地球温暖化問題では、世界各国でこうしたことを根拠とした環境税導入の動きが拡大している。

これとは対照的に、環境に良い影響を与える経済活動に、人びとがお金を支払うこともおこなわれつつある。このばあいには、環境が改善することによるアメニティに対して人びとがお金を支払うことで、環境改善型の行為を拡大してもらうのである。自然環境から社会の皆が共通して受ける財・サービス（公共財として環境）に受益者が代価を支払う行為は、経済学の教科書ではリンダール税として扱われているものであり、汚染者支払にのつとる環境税とは理念を異にする。

2つのタイプ——ピグー税型とリンダール税型——の環境税は、適用が地域限定型であるほど、特徴を際立たせているようである。環境税を特定の経済活動の制御や特徴ある自然資本の保全の手段として作りあげることがより容易になるからである。実際に、各地域で独自の自然保全を目的とした環境税の導入がみられている。さらに、こうした地域型環境税の広がり契機は、わが国では、2000年4月に施行された地方税改正により法定外目的税の制定が可能になったことがあげられる。産業廃棄物税（三重県など）、遊漁税（富士河口湖町）、乗鞍環境保全税（岐阜県）、使用済核燃料税（柏崎市）、一般廃棄物埋め立て税（多治見市）などは、法定外目的税として導入されている。一方で、森林環境税（高知県）など、そうではない税もある。地域型環境税の広がりを可能とするうえで、税制上の工夫や従来の税との関連でのどのような問題点がクリアされなければならないか、関心が注がれている。

以上の観点にたつて、本特集では、地域型環境税のいくつかの側面を浮かびあがらせている。まず、財政学的な側面である。汚染者負担と受益者負担の課税原則の差異、目的税のあり方、さらには法定外目的税の定義と実際である。こうした議論を通して、地域型環境税導入の理念と枠組みが見えてくる。加えて、実際の地域型環境税の導入をめぐる経過や効果、あるいは今後の改善点など、外国の事例も含めて紹介・検証している。これらより、対象となるものとその背景、あるいは導入目的や税収使途の多様性が把握される。

本特集が、より現実性をもった、今後の環境政策の望ましいあり方や設計を考える一助になることを願っている。

（編集委員 大沼あゆみ）